

【通信委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件であり、いずれも可決した。また、日本放送協会（NHK）の平成9年度予算を承認した。

また、本委員会付託の請願1種類6件は、いずれも保留となった。

〔法律案等の審査〕

郵便法の一部を改正する法律案は、第3種郵便物の認可条件を緩和するとともに、第1種郵便物及び第2種郵便物の料金の特例措置を拡大しようとするものである。

委員会においては、第3種郵便物が郵便事業財政に及ぼす影響、第3種郵便物の認可に係る調査を行う指定調査機関の在り方、料金特例措置における割引率の算定根拠等の諸問題について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、簡易保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金をもって取得した債券を信託業務を営む銀行又は信託会社へ信託できることとするものである。

委員会においては、貸付債券の対象範囲、債券貸付業務の委託条件とリスク管理、簡保資金運用の在り方等の諸問題について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、1項目の附帯決議を行った。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案は、同法に基づく郵政大臣の認定を受けて通信・放送新規事業を実施する株式会社について、ストックオプション制度を導入することにより、当該事業に必要な人材の確保を図ろうとするものである。

委員会においては、通信・放送新規事業の認定状況と中小事業者への配慮、ストックオプション制度の導入目的とその効果、情報通信ベンチャー企業育成方策等の諸問題について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、3項目の附帯決議を行った。

電波法の一部を改正する法律案は、最近における無線通信技術の進展及び我が国内外の国際化の進展等を背景として、携帯電話等の移動局に関する免許制度の合理化を図るとともに、無線局の検査制度について民間能力を更に活

用しようとするものである。

委員会においては、包括免許制度導入のメリットと利用者への利益還元、認定点検事業者制度の創設とその機能確保、電磁波が人体や医用機器等に及ぼす影響等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって原案どおり可決した。

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案は、テレビの字幕放送の拡充に関する請願、衆参通信委員会の附帯決議、「規制緩和推進計画の改定」の指摘を踏まえて、視聴覚障害者の利便の増進を図るためテレビジョン放送事業者等は字幕番組等をできるだけ多く放送するようにしなければならないこととするとともに、放送番組審議機関の活性化に資するため放送事業者が行う報告及び公表に関する規定を整備するほか、衛星放送技術の進展に伴う有料放送の役務の料金等に関する制度の合理化を図るものである。

委員会においては、字幕放送の拡充方策、放送番組審議機関の機能強化、放送倫理の確立等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、2項目の附帯決議を行った。

電気通信事業法の一部を改正する法律案は、「規制緩和推進計画の改定」の指摘を踏まえて我が国の電気通信分野における新規参入の一層の円滑化及び電気通信事業者間の公正な競争の促進を図る観点から、第1種電気通信事業の許可の基準である過剰設備防止条項等を撤廃するとともに、電気通信事業者間の電気通信設備の接続に関する制度の充実を図るものである。

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案は、昨年の電気通信審議会答申を踏まえ、国際電信電話株式会社が保有する設備及び技術の有効な活用を図る観点から、その業務として、国内における電気通信業務を行うことができるようにするものである。

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案は、14年間の長きにわたり懸案となっていたNTTの分離・分割問題の解決策として、昨年12月郵政省とNTTの間で合意をみたところにのっとり、NTTを特殊会社の純粋持株会社と、その下に特殊会社である東・西2つの地域会社、民間会社の長距離会社に再編成し、公正有効競争の促進を図るとともに、NTTの国際通信業務への進出を実現することにより、国民の電気通信役務に対する多様な需要への対応が可能となるようにするものである。

以上3法案を一括議題として、まず、本会議において趣旨説明が行われ、今回の再編成が最良である理由、NTTを特殊会社として規制する必要性、NTT再編成後の西会社の効率性と経営改善の見通し、KDD法の廃止に向けた見直し等の質疑が行われた後、委員会に付託された。

委員会においては、本改正による公正有効競争の促進、情報通信分野におけ

る一層の規制緩和の必要性、廃止を含めたKDD法の更なる見直し、NTTの国際通信進出の在り方、再編成後の地域間における料金格差への懸念、再編成がNTTの研究開発に与える影響等の諸問題について質疑を行うとともに、NTT武蔵野研究開発センタの視察、参考人からの意見聴取等を行い、討論の後、いずれも多数をもって原案どおり可決した。なお、3法律案に対し、9項目の附帯決議を行った。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案は、世界貿易機関(WTO)基本電気通信交渉の合意に基づき、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の実施に伴い、第1種電気通信事業の許可及び電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等の免許について、それぞれ外国人等であることを欠格事由としないこととするものである。

委員会においては、WTO基本電気通信交渉の経緯、本改正が情報通信産業に与える影響、外資規制緩和と米国におけるNTT、KDD子会社の認証問題等の諸問題について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件は、NHKの平成9年度収支予算、事業計画及び資金計画について承認を求めようとするものである。

委員会においては、放送のデジタル化への対応、苦情処理機関の設立等放送倫理確立に向けた取組、財政基盤確保のための受信料制度を巡る課題、地域放送及び障害者向け放送の充実等の諸問題について質疑を行い、討論の後、多数をもって承認した。なお、7項目の附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

2月20日、堀之内郵政大臣から郵政行政の基本施策について所信を聴取し、同月21日、郵政事業の民営化論に対する郵政大臣の見解、ワンストップ行政サービスの実現見通し、郵便貯金オンラインシステムの相互開放、郵便局サービスの在り方、在ペルー大使公邸人質事件とマスコミの在り方、インターネットにおけるユーザー保護、コンピュータの西暦2000年問題、官民における官の役割、NTT再編成の検討状況、通信・放送機構の研究開発・支援業務の現況、諸外国におけるインターネットの規制と我が国の検討状況、コンピュータネットワークへの不正アクセス被害状況、NTT再編成後の国際進出の在り方、放送番組審議機関の在り方、俗悪番組の青少年への影響とその防止対策、次世代携帯電話の研究状況、衛星放送のデジタル化等について質疑を行った。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度郵政省関係予算の審査を行い、情報インフラ等建設国債の対象範囲の拡大、発信電話番号表示サービス導入の目的とプライバシー侵害の危険性、地上放送デジタル化の開始時期

を2000年と早めた理由、ソフト制作支援システムの構築、21世紀に向けた郵政事業の在り方、郵便番号7桁化の周知徹底、財投がこれまで果たしてきた役割と今後の課題、郵政短時間職員の現状と待遇改善への取組等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年2月20日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査を行うことを決定した。
- 郵政行政の基本施策に関する件について堀之内郵政大臣から所信を聴いた。

○平成9年2月21日(金) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 郵政行政の基本施策に関する件について堀之内郵政大臣、政府委員、外務省、郵政省、通商産業省、警察庁当局及び参考人日本電信電話株式会社常務取締役企画室長兼務再編成対策室長木塚修一君に対し質疑を行った。

○平成9年3月14日(金) (第3回)

- 郵便法の一部を改正する法律案(閣法第43号)
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第59号)
以上両案について堀之内郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月18日(火) (第4回)

- 郵便法の一部を改正する法律案(閣法第43号)について堀之内郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第43号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

○平成9年3月25日(火) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第59号)について堀之内郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し

質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第59号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)
(衆議院送付)について堀之内郵政大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長川口幹夫君から説明を聴き、同大臣、政府委員、科学技術庁当局、参考人日本放送協会専務理事齊藤暁君、同協会会長川口幹夫君、同協会専務理事・技師長長谷川豊明君、同協会理事石渡和夫君、同協会理事菅野洋史君及び同協会理事中井盛久君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第1号=平成9年度NHK予算)

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成9年3月27日(木)(第6回)

- 平成9年度一般会計予算(衆議院送付)
平成9年度特別会計予算(衆議院送付)
平成9年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(郵政省所管)について堀之内郵政大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、大蔵省、経済企画庁及び郵政省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成9年4月8日(火)(第7回)

- 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案(閣法第40号)(衆議院送付)について堀之内郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月10日(木)(第8回)

- 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案(閣法第40号)(衆議院送付)について堀之内郵政大臣、政府委員、通商産業省、法務省及び文部省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第40号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 電波法の一部を改正する法律案(閣法第56号)(衆議院送付)につい

て堀之内郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月22日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について堀之内郵政大臣、政府委員、警察庁、労働省及び運輸省当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第56号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、さき
反対会派 なし
- 放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について堀之内郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月13日（火）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について堀之内郵政大臣、政府委員、文部省、総理府当局、参考人社団法人日本民間放送連盟専務理事酒井昭君及び日本放送協会専務理事河野尚行君に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第73号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、さき
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月3日（火）（第11回）

- 電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）
国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）
日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）
以上3案について堀之内郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月5日（木）（第12回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）
国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上3案について堀之内郵政大臣、政府委員、参考人日本電信電話株式会社代表取締役社長宮津純一郎君、国際電信電話株式会社代表取締役社長西本正君、日本電信電話株式会社代表取締役副社長井上秀一君、同社代表取締役副社長林豊君、同社代表取締役副社長宮脇隆君及び同社常務取締役再編成室長兼企画室長木塚修一君に対し質疑を行った。

○平成9年6月10日（火）（第13回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上3案について堀之内郵政大臣、政府委員、大蔵省、内閣官房、郵政省当局、参考人日本電信電話株式会社代表取締役社長宮津純一郎君、同社代表取締役副社長宮脇隆君、同社代表取締役副社長井上秀一君、同社代表取締役副社長林豊君、同社常務取締役再編成室長兼企画室長木塚修一君及び国際電信電話株式会社代表取締役社長西本正君に対し質疑を行った。

○平成9年6月11日（水）（第14回）

○電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上3案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

社団法人電気通信事業者協会副会長	岩崎 克己君
大阪大学大学院国際公共政策研究科教授	林 敏彦君
一橋大学経済研究所教授	鈴木 興太郎君

○平成9年6月12日（木）（第15回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

- 電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）
国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上3案について堀之内郵政大臣、政府委員、運輸省当局、参考人日本高速通信株式会社代表取締役会長兼社長東款君、国際デジタル通信株式会社代表取締役社長降旗健人君、日本電信電話株式会社代表取締役副社長宮脇陞君、国際電信電話株式会社代表取締役社長西本正君、日本電信電話株式会社代表取締役社長宮津純一郎君、同社常務取締役再編成室長兼企画室長木塚修一君、同社代表取締役副社長林豊君、同社代表取締役副社長井上秀一君及び国際電信電話株式会社取締役塚田一幸君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第54号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

（閣法第55号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

（閣法第76号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

なお、3案について附帯決議を行った。

- 電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）について堀之内郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月16日（月）（第16回）

- 電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）について堀之内郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第89号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

- 請願第1028号外5件を審査した。
- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要 旨】

本法律案は、認定計画に係る通信・放送新規事業を実施する株式会社（以下「認定会社」という。）が、当該事業の実施に必要な人材を確保することを円滑にするため、取締役又は使用人に対し特に有利な発行価額で新株を発行することによる能力と成果に応じた成功報酬制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 新株発行に係る株主総会決議の特例

認定会社が、認定計画に従って当該事業の実施に必要な人材を確保することを円滑にするため、一定の要件の下、株主総会の特別決議を行うことによって、その決議から10年の間にその会社の取締役又は使用人に対し特に有利な発行価額で新株を発行することができることとする。

2 株券への記載等

認定会社が、定款にこの法律により新株の発行ができる旨の定めを設けたときは、株券及び端株券にその旨を記載しなければならないこととする。

3 書面の提出等

認定会社は、株主総会の特別決議をしたときには、その決議に関する事項を記載した書面を郵政大臣に提出するとともに、その書面の写しを公衆の縦覧に供しなければならないこととする。

4 公示等

郵政大臣は、書面の提出を受けた場合等には、その書面等を官報に公示するとともに、その書面を公衆の縦覧に供しなければならないこととする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 特定通信・放送開発事業の実施指針について、国民への周知徹底を図るとともに、その関連支援措置の運用に当たっては、柔軟な対応に努めること。
- 一 特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金の確保・充実を図るとともに、中小の事業者も本法による支援を十分に活用できるよう配慮すること。
- 一 本法に基づくストックオプション制度を有効に機能させるため、制度の啓発・普及に努めること。

右決議する。

郵便法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第3種郵便物の認可条件を緩和するとともに、利用者に対するサービスの向上等を図るため、第1種郵便物及び第2種郵便物の料金の特例措置を拡大し、及び料金受取人払制度を改善しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 第3種郵便物の認可条件の緩和

第3種郵便物の認可をする定期刊行物の条件のうち、発行回数に係るものについては、毎年1回以上の回数で省令で定める回数以上、号を追って定期に発行するものとする。

2 第1種郵便物及び第2種郵便物の料金の特例措置の拡大

郵政大臣は、差出人が同一でない広告郵便物等で、省令の定める条件を具備するものの料金の総計額につき、審議会に諮問した上、省令の定めるところにより減額することができることとし、その場合におけるそれぞれの差出人の納付すべき額の算出方法を定めることとする。

3 料金受取人払制度の改善

(1) 差出人が、省令の定めるところにより、郵便物の料金及び特殊取扱の料金を受取人が納付して受け取ることにつき当該受取人の承諾を得てその者にあてて差し出す郵便物について、当該受取人が納付する料金及び手数料を後納することができることとする。

(2) 料金後納として差し出す郵便物に係る料金を省令で定める期間以上継続して納付すべき期日までに納付していることにより当該料金後納に係る担保を免除されている者について、料金受取人払とする郵便物の料金を後納する場合の担保を免除することとする。

電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

【要 旨】

本法律案は、我が国の電気通信事業分野における新規参入の一層の円滑化及び電気通信事業者間の公正な競争の促進に資するため、第1種電気通信事業の許可の基準である過剰設備防止条項等を撤廃するとともに、電気通信事業者間の電気通信設備の接続に関する制度の充実を図る等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 許可の基準

第1種電気通信事業の許可の基準のうち、過剰設備防止条項等を撤廃することとする。

2 第1種電気通信事業者の電気通信設備との接続

第1種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備を接続すべき旨の請求を受けたときは、電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき等の場合を除き、これに応じなければならないこととする。

3 指定電気通信設備との接続

郵政大臣が指定する電気通信設備を設置する第1種電気通信事業者は、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、接続料及び接続の条件に関する接続約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないこととする。

4 電気通信番号に関する制度の整備

電気通信事業者は、電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する場合には、その電気通信番号が郵政省令で定める基準に適合するようにしなければならないこととする。

5 検討

政府は、この法律の施行後3年を目途として、接続に係る新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、接続に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、本3法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 21世紀に向けて情報通信が果たすべき役割の重要性を強く認識し、今回の法改正を改革の第一歩と位置付け、今後とも、電気通信事業における料金算定方式等の検討等を行い、急速に発展する情報通信の変化に即応し、規制緩和の推進等競争の一層の促進により、多様なサービスが低廉な料金で利用できるよう環境整備に努めること。
- 一 情報通信分野における公正有効競争を確保するため、新設された接続ルールの機能を十分発揮させ、接続料の低廉化に努めること。
- 一 急速に進展しつつある情報通信分野の世界的な大競争に的確に対応するため、グローバルな視点に立った明確な将来ビジョンを提示するとともに、情報通信技術の研究開発を一層推進し、我が国の国際競争力の強化に努めること。
- 一 NTT及びKDDについて、将来の完全民営化を目指し、そのための環境

条件の整備に努めること。特に、KDDについては、国際電気通信の動向を踏まえて、時期を逸することなく検討し結論を得ること。

- 一 NTT再編成後の東・西地域において料金等に不合理な格差が生じないように十分配慮するとともに、ユニバーサルサービスの確保に万全を期すこと。
 - 一 東・西地域会社間において競争が促進されるよう配慮するとともに、公正有効競争を担保するための条件を地域会社と長距離会社との間に確保し、各会社の一層の経営の効率化、経営内容の開示が図られるよう努めること。
 - 一 再編成前のNTTの国際進出については、公正競争の確保に十分配慮すること。
 - 一 NTT再編成後も、他の事業者も含め、各会社が十分な協力体制の下で大規模災害時等における重要通信の確保を図るとともに、福祉サービスの維持・向上に努めること。
 - 一 NTT再編成に伴う株主の権利保護に十分配慮するとともに、NTT株の適切かつ着実な売却を進めること。
- 右決議する。

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第55号）

【要 旨】

本法律案は、電気通信分野における技術の進展とそれを利用した新たな役務に対する需要に対応し、国際電信電話株式会社が保有する設備及び技術の有効な活用を図る観点から、その業務として、国内における電気通信業務その他の業務を行うことができるようにする等の改正を行おうとするものである。

【附 帯 決 議】

電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）と同一内容の附帯決議案が行われている。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第56号）

【要 旨】

本法律案は、最近における無線通信技術の進歩及び我が国内外の国際化の進展にかんがみ、携帯電話等の移動する無線局に関する免許制度の合理化を図るとともに、無線局の検査制度について民間能力を更に活用したのものとする等のためのものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 携帯電話等への包括免許制度の導入

携帯電話等の移動する無線局について、個別の無線局ごとに免許を受けることなく、1つの免許により複数の無線局を開設できる包括免許制度を導入

することとする。

2 外国の携帯電話等の移動局の運用の許可

近い将来において導入が予定されている人工衛星を用いた世界的規模の携帯電話等の移動する無線局について、その自由な流通を確保するため、我が国に持ち込まれる場合に個別の無線局ごとに免許取得の手続をとることなく利用できる制度を導入することとする。

3 無線局検査への認定点検事業者制度の導入

無線局の検査において、民間の能力を更に活用するため、郵政大臣の認定を受けた者が無線設備等について点検を行った結果が提出された場合には、無線局の検査の一部を省略することができる認定点検事業者制度を導入することとする。併せて、無線設備等の点検に用いる測定器等の校正を郵政大臣が指定する者に行わせることができることとする。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第59号) (先議)

【要 旨】

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金をもって取得した債券を信託業務を営む銀行又は信託会社へ信託できることとするものである。

【附 帯 決 議】

政府は、現下の厳しい経済情勢と金融環境の国際的变化に適切に対応し、簡易生命保険の加入者の利益を増進するため、簡易生命保険積立金の運用に当たっては、公共の利益に十分配慮するとともに、市場リスクなどのリスク管理の徹底を図り、その一層確実かつ有利な運用に努めること。

右決議する。

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案 (閣法第73号)

【要 旨】

本法律案は、視聴覚障害者の利便の増進を図るためテレビジョン放送事業者等は字幕番組等をできる限り多く放送するようにしなければならないこととするとともに、放送番組審議機関の活性化に資するため放送事業者が行う報告及び公表に関する規定を整備するほか、衛星放送技術の進展に伴う有料放送の役務の料金に関する制度の合理化を図る等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 放送法の一部改正

(1) テレビジョン放送における視聴覚障害者の利便の増進に関する事項

テレビジョン放送とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響、文字、図形その他の映像又は信号を送る放送をいうこととする等に定義規定を改めるとともに、テレビジョン放送事業者は国内放送による放送番組の編集に当たっては字幕番組及び解説番組をできる限り多く設けるようにしなければならないこととする。

(2) 放送番組審議機関に関する事項

放送事業者は、放送番組審議機関の答申又は意見を尊重して講じた措置の内容、訂正放送制度の実施状況及び放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要を放送番組審議機関へ報告しなければならないこととするとともに、放送番組審議機関の答申又は意見の内容その他放送番組審議機関の議事の概要、放送番組審議機関の答申又は意見を尊重して講じた措置の内容を公表しなければならないこととする。

(3) 有料放送に関する事項

通信衛星の無線局により行われる多重放送以外の有料放送の役務の料金について、認可制を事前届出制に改めるとともに、有料放送の料金を除く役務の提供条件について標準契約約款の制度を設けることとする。

2 有線テレビジョン放送法の一部改正

テレビジョン放送に係る字幕番組及び解説番組の放送努力義務に関する放送法の規定並びに放送番組審議機関の答申又は意見を尊重して講じた措置の内容等の放送番組審議機関への報告義務、放送番組審議機関の答申又は意見の内容その他放送番組審議機関の議事の概要等の公表義務その他の放送番組審議機関に関する放送法の規定は、有線テレビジョン放送について、準用することとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 放送事業者の番組編集の自由を最大限尊重しつつ、放送倫理の確立・放送番組の適正向上を通じて、放送に対する視聴者・国民の信頼を確保するため、放送番組審議機関の機能が十分発揮されるよう努めること。
- 一 放送の有する社会的機能の重要性を認識し、放送における情報格差の是正を図るため、障害者や高齢者に対する字幕番組・解説番組が大幅かつ計画的に拡充されるよう、これら番組の普及促進のための財政・税制上の支援の充実等総合的な施策を推進すること。

右決議する。

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第76号）

【要 旨】

本法律案は、日本電信電話株式会社を日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び長距離会社に再編成し、公正有効競争の促進を図るとともに、日本電信電話株式会社の国際通信業務への進出を実現することにより、国民の電気通信役務に対する多様な需要への対応が可能となるようにする等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

- (1) 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とすることとする。
- (2) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を営むことを目的とする株式会社とすることとする。

2 事業

- (1) 会社は、その目的を達成するため、地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をする等の業務を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができることとする。
- (2) 地域会社は、その目的を達成するため、地域電気通信業務及びこれに附帯する業務を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、地域会社の目的を達成するために必要な業務等を営むことができることとする。

3 責務

会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するよう努めなければならないこととする。

4 監督

会社は、新株等の発行、取締役及び監査役の選任等の決議、定款の変更等

の決議、事業計画等について、地域会社は、新株等の発行、定款の変更等の決議、事業計画等について郵政大臣の認可を受けなければならないものとする等それぞれの監督について所要の規定を設けることとする。

5 その他

会社は、施行日前において、郵政大臣の認可を受けて、国際電気通信事業を営む法人に出資することができることとする。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、新会社設立の手続きに関する規定は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】

電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）と同一内容の附帯決議案が行われている。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第89号）

【要 旨】

本法律案は、サービスの貿易に関する一般協定の第4議定書の実施に伴い、第1種電気通信事業の許可及び電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等の免許について、それぞれ外国人等であることを欠格事由としないこととするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電気通信事業法の一部改正関係

第1種電気通信事業の許可の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについて削除することとする。

2 電波法の一部改正関係

無線局の免許の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについては、電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等には適用しないこととする。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

（平成9年度NHK予算）

【附帯決議】

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 放送に携わる者はその社会的影響力を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律の確保に一層努めるとともに、放送倫理の確立を図り、国民の信頼と期待に応える豊かな放送文化を創造すること。
- 一 協会は、その財政が厳しい状況にあることを深く認識し、今後とも業務全般にわたり抜本的な見直しを行い、効率化の徹底により経費の節減を図るとともに、視聴者の十分な理解と協力が得られるよう、関連団体を含む協会全体の経営内容を視聴者に分かりやすい形で積極的に公開するように努めること。
- 一 協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、視聴者の負担の公平を図る観点からも衛星放送を含む受信契約の締結と確実な収納を行い、財政基盤の確立に努めること。
- 一 マルチメディア時代における放送をめぐる環境の変化に適切に対応し、デジタル放送の導入に向けた研究開発等について、視聴者がその成果を十分享受できるよう積極的に取り組むとともに、ハイビジョン放送を含む衛星放送の既存視聴者の利益保護にも十分配慮すること。
- 一 情報通信を通じた福祉の増進の観点から、障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送等を一層拡充するため総合的な施策を推進すること。
- 一 放送の国際化に対応し、国際間の相互理解と文化交流の一層の促進を図るため、映像を含む国際放送を拡充するとともに、十分な交付金を確保すること。
- 一 協会は、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するように努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
40	特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案	衆	9. 2. 18	9. 4. 4	9. 4. 10 可決 附帯決議	9. 4. 11 可決	9. 4. 1	9. 4. 2 可決	9. 4. 3 可決
43	郵便法の一部を改正する法律案	参	2. 18	3. 13	3. 18 可決	3. 19 可決	3. 25	4. 24 可決	5. 6 可決
54	電気通信事業法の一部を改正する法律案	衆	3. 4	5. 30	6. 12 可決 附帯決議	6. 13 可決	5. 8	5. 22 可決 附帯決議	5. 22 可決
55	国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案	〃	3. 4	5. 30	6. 12 可決 附帯決議	6. 13 可決	5. 8	5. 22 可決 附帯決議	5. 22 可決
56	電波法の一部を改正する法律案	〃	3. 4	4. 10	4. 22 可決	4. 25 可決	4. 8	4. 9 可決	4. 10 可決
59	簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案	参	3. 4	3. 13	3. 25 可決 附帯決議	3. 26 可決	5. 20	6. 4 可決	6. 5 可決
73	放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案	衆	3. 12	4. 21	5. 13 可決 附帯決議	5. 14 可決	4. 15	4. 16 可決	4. 17 可決
76	日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案	〃	3. 14	5. 30	6. 12 可決 附帯決議	6. 13 可決	5. 8	5. 22 可決 附帯決議	5. 22 可決
89	電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案	〃	4. 25	6. 11	6. 16 可決	6. 16 可決	5. 20	5. 28 可決	5. 29 可決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	9. 2. 25	9. 3. 18	9. 3. 25 承認 附帯決議	9. 3. 26 承認	9. 3. 4	9. 3. 17 承認 附帯決議	9. 3. 18 承認

・NHK決算（2件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	8. 2. 16 (第136回国会)	9. 1. 20			9. 1. 20		
○第136・137・138回・139回国会 未了							
日本放送協会平成7年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	9. 2. 18	6. 13			6. 17		